

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、白馬村空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 空家等の適正な管理に関する事項
- (3) 特定空家等の措置に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、空家等の対策に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、村長をもって充てる。

3 委員の定数は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係機関又は関係団体
- (5) 村職員のうち、村長が指名する者
- (6) 村長が特に必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その職に基づいて委嘱された委員の任期は、当該職に在る期間とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故等あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。